

元気な中山間地域づくり

活性化事例集

中山間地域等直接支払制度を活用した取組事例



令和6年3月

富山県農村振興課

目 次

中山間地域等直接支払制度第5期対策の概要	2
----------------------	---

《制度を活用した取組事例》

棚田地域振興活動加算に取り組む事例

①農村ボランティアとの協働による地域活性化	富山市小羽地区広域	6
②棚田地域を主体とする地域振興活動	高岡市東保新	8
③農業インターンシップによる大学生への就農体験	氷見市論田	10
④持続可能な農地づくりのための地域連携	滑川市小森	12
⑤季節の景観作物植栽による棚田の保全	立山町六郎谷	14

集落機能強化・生産性の向上に取り組む事例

⑥農産加工品販売や集落機能維持活動による集落活動の強化	南砺市細野	16
-----------------------------	-------	----

生産性の向上に取り組む事例

⑦農作業の省力化に向けた取組み	富山市谷	18
⑧農業活動継続のための生産条件の強化	黒部市越野地区棚田中山間地域管理	20
⑨生産性向上加算を活用した土壌の質向上	砺波市原野	22
⑩農作業の省力化に向けた取組み	射水市宮新田地区環境保全会	24

集落が一体となり取り組む事例

⑪集落全体で取り組む農業用施設の適正管理	魚津市平沢	26
⑫集落が一体となった農村景観の保全	小矢部市埴生	28
⑬集落一体で実施する計画向上の取組み	上市町大松	30
⑭集落全体で取り組む農用地保全活動	朝日町高畠	32

〔参考資料〕 富山県中山間地域等直接支払制度の実施状況	34
-----------------------------	----

さらなる集落の活性化に向けて	36
----------------	----

中山間地域等直接支払制度 第5期対策の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

対象地域と対象農用地

【対象地域】

地域振興立法等指定地域
〔特定農山村法、山村振興法、過疎法、
半島振興法、棚田地域振興法等〕

【対象農用地】

①急傾斜地 ②緩傾斜地
③小区画・不整形な田
④高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農地 等

知事が定める特認地域

○急傾斜地のみ

注）農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内にある一団の農用地を対象

第5期対策から 従来の地域振興8法に棚田地域振興法を追加

○これまでの地域振興8法に加えて、令和元年8月に施行された棚田地域振興法の「指定棚田地域」が対象地域に追加されました。

○ただし、同法の趣旨を踏まえ、8法地域外の指定棚田地域における対象農用地は、「指定棚田地域の指定申請書」において「保全を図る棚田等」に位置付けられた農用地のうち、急傾斜農用地及び同農用地と物理的に連担した緩傾斜農用地（急傾斜農用地と同一の集落指定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の緩傾斜農用地に限る。）となります。

対象者

協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

〔農業生産法人
生産組織等も対象〕

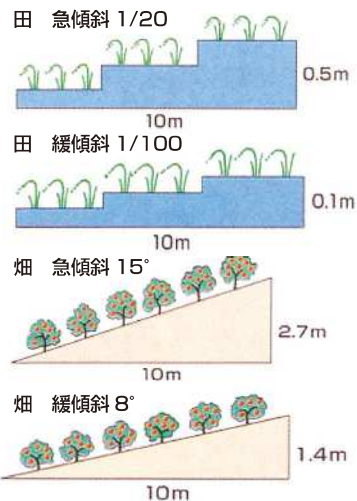
主な交付単価

地目	区分	交付単価（円/10a）	
		基礎単価	体制整備単価
田	急傾斜（1/20以上）	16,800	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	6,400	8,000
畑	急傾斜（15度以上）	9,200	11,500
	緩傾斜（8度以上）	2,800	3,500

○集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付します。

○交付金の配分・活用方法は集落内の話し合いで決めてください。

注）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。



実施期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

第5期対策 4つのポイント

- ① 集落の話し合いにより、指定農用地と集落の将来像を明確にし、第5期対策期間を超えても農業生産活動が継続されることを促すため、体制整備単価（10割単価）の要件を「集落戦略の作成」に一本化。
- ② 指定参加者の減少や高齢化、担い手不足といった中山間地域等が抱える課題に対応し、農業生産活動の継続に向けたより前向きな取組への支援を強化するため、「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」を新設するとともに、「集落協定広域化加算」を拡充。
- ③ 令和元年8月に施行された棚田地域振興法に対応するため、対象地域に「指定棚田地域」を追加し、認定棚田地域振興活動計画に基づく活動を支援するため、「棚田地域振興活動加算」を新設。
- ④ 農業者等が第5期対策に安心して取り組んでいただけるよう、農業生産活動等の継続ができなくなった場合（病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合は返還不要）の遡及返還の対象農用地を協定農用地全体から当該農用地に見直し。

集落協定の活動要件

①基礎単価（単価の8割を交付）

荒廃農地の発生防止など基礎的な活動

・農業生産活動など

- 耕作放棄の防止など 耕作や適切な農用地の維持管理を5年間継続します
- 水路・農道などの管理 草刈りや江ざらいなど水路・農道の維持管理を5年間継続します

・多面的機能増進活動（いずれか1つ）

- 国土保全機能の増進 ・周辺林地の下草刈り等
- 保健休養機能の増進 ・景観作物の作付け、体験農園の運営 等
- 自然生態系の保全 ・魚類、昆虫類の保護 等



②体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

・集落戦略の作成

集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題及び対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

集落戦略の内容

1. 協定農用地の将来像
2. 協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
3. 集落の現状を踏まえた対策の方向性
4. 具体的な対策に向けた検討
5. 今後の対策の具体的内容及びスケジュール
6. 農業生産活動等の維持のための支援体制

第5期対策から 集落戦略の作成に一本化

- 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、指定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。そのため、第5期対策から、体制整備単価（10割単価）を受給する要件を、「A、B、C要件から一つ選択」から「集落戦略の制作」に一本化しています。
- 集落戦略については、中間年（令和4年度）までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を完了する必要があります。

第4期対策の集落戦略からの変更点

- ① 期間について、第5期対策の協定期間のその先という趣旨により、「10～15年後」から「6～10年後」に変更。
- ② 集落における農業生産活動等を継続する上でのボトルネック（課題）を絞り込み、対応策の方向性を明確化するため、様式を見直し。
- ③ 第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のためのサポート体制を明記（なお、これまでのC要件と異なり、結果として農業生産活動等の継続が困難となった農用地が発生した場合でも、協定農用地全体の遡及返還とはなりません）。

※基礎活動のみの取組の場合、交付単価は、基礎単価となります。

より積極的な取組みに向けた加算措置

3ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 棚田地域振興活動加算（新設） 第5期対策から

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

対象協定：	体制整備単価の集落協定のみ	
対象農地：	棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画	10,000円/10a
及び単価	の対象棚田等（田 1/20 以上、畑 15 度以上）*	（田・畑）
	棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田 1/10 以上、畑 20 度以上）*	14,000円/10a
	※超急傾斜・集落機能強化・生産性向上の各加算との重複は不可	（田・畑）
上 限 額：	なし	
取組期間：	1～5年	
目標設定：	ア「棚田等の保全に関する目標」 イ「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標」 ウ「棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標」	

ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動、集落機能強化及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。

【対象活動の例】



棚田オーナー制度による棚田地域振興活動



石積み保全活動

② 超急傾斜農地保全管理加算（継続）

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算

対象協定：	集落協定、個別協定	
対象農地：	田であれば 1/10 以上、畑であれば 20 度以上の農地	
単 価：	6,000 円 / 10a（田、畑）	
上 限 額：	なし	
取組期間：	1～5年	
目標設定：	ア「超急傾斜農地の保全」 イ「超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等」	

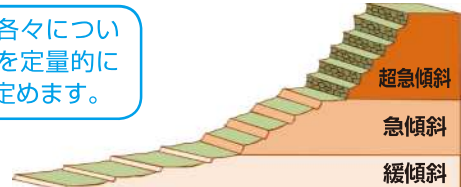


超急傾斜農地（田）



超急傾斜農地（畑）

ア、イの各々について、目標を定量的に一つ以上定めます。



③ 集落協定広域化加算（拡充）

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

対象協定：	体制整備単価の集落協定のみ	
対象農地：	集落協定農用地	
単 価：	3,000 円 / 10a（地目にかかわらず）	
上 限 額：	200 万円 / 年度	
取組期間：	1～5年	
目標設定：	ア 取組期間が単年である場合 主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。 イ 取組期間が複数年である場合 主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に一つ以上定めます。	

A集落がB・C集落と広域の集落協定を締結して活動を実施



④ 集落機能強化加算（新設） 第5期対策から

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ
対象農地： 集落協定農用地
単 価： 3,000円/10a（地目にかかわらず）
上 限 額： 200万円/年度
取組期間： 1～5年
目標設定： 目標を定量的に一つ以上定める。

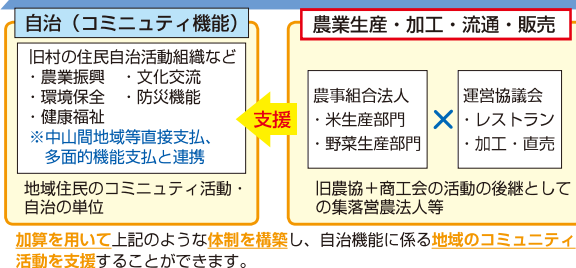
【対象活動の例】

- インターンシップ、
営農ボランティア、農福連携
- コミュニティサロンの開設
- 地域自治機能強化活動
（高齢者の見回り、送迎、買物支援等）
- 鳥獣対策に必要な外部人材確保
など

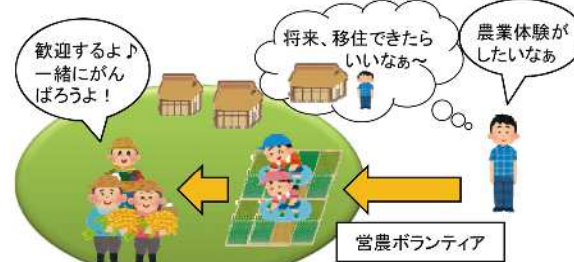


地域運営組織と連携した
高齢者世帯の雪下ろし作業

地域自治機能強化活動のイメージ



営農ボランティアのイメージ



⑤ 生産性向上加算（新設） 第5期対策から

生産性向上を図る取組を行う場合に加算

対象協定： 体制整備単価の集落協定のみ
対象農地： 集落協定農用地
単 価： 3,000円/10a（地目にかかわらず）
上 限 額： 200万円/年度
取組期間： 1～5年
目標設定： 目標を定量的に一つ以上定める。

【対象活動の例】

- 農産物のブランド化、加工、販売
- 担い手への農地集積、集約、農作業の委託
- 機械、農作業の共同化
- スマート捕獲を活用した鳥獣被害防止対策
- 農作業の省力化 など



ドローンによる防除作業



自走式草刈機の導入

第5期対策から 加算措置の留意点について

Point 1

○複数の加算措置を活用する場合、加算措置ごとに異なる取組・目標とする必要があり、**同一の取組・目標に対して複数の加算措置を受けることはできません。**

Point 2

- （超急傾斜加算以外の）加算措置を活用する場合、協定参加者の話し合いにより、その取組によって達成する**目標を定量的に定めます。**
- そのうち、棚田地域振興活動加算における目標については、都道府県の第三者委員会の機能を活用し、その妥当性の確認等を図ります。（その他の加算措置についても、国、都道府県、市町村は加算の取組の適切な実施について、指導を図ります。）

Point 3

○複数の加算を実施する場合、活動の効率化が図られることから、**上乘せる加算の単価は定められた単価から1,000円/10aを減額**することとなります。

Point 4

○加算を受けるには、基本体制整備単価である必要がありますが、**超急傾斜農地保全管理加算に限り、第4期対策と同様に、基礎単価の場合であっても活用が可能**です。

① 農業ボランティアとの協働による地域活性化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 <small>こばちくこういき</small> 小羽地区広域 集落協定		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻+野菜(さつまい)複合
協定面積 37.3ha (うち 26.6ha で多面的機能支払を実施)			
田 (37.1a)	畑 (0.2ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、そば	果樹	—	—
交付金額 1,033 万円	個人配分		95%
	共同取組 活動 5%	・役員手当、事務局手当 ・会議費、事務費、ボランティア受入体制整備費 ・自然ふれあいイベント開催費等	4%
			1%
協定参加者	農業者 21 人、非農業者 4 人、 (有)土遊野、(有)小原営農センター		開始：平成 27 年度
人・農地プランの作成状況	大沢野・小羽地域全域で作成済		
	人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた (有)土遊野、(有)小原営農センターを、集落協定の営農継続困難な 農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当地区は神通川左岸の山間地に位置し、集落協定は6集落（小羽・長川原・下伏・土・根の上・須原）で構成されている。平成12年度から個々の集落で集落協定を締結して水路・農道の適正管理や農作業の共同化等に取り組んでいたが、高齢化、過疎化の進行により営農に支障をきたしてきたため、地域内の2つの農業生産法人と手を結び、平成27年度より広域集落協定を締結して、中山間地域の保全と地域の活性化に取り組んできた。近年、イノシシ被害が増加し、電気柵等の対策が急務となっているが、広範囲にわたることもあり、ボランティアへの依存度が高まってきている。そこで、「NPO法人こば」に農業ボランティアの受入れ等に関することを委託し、水路の江ざらいや電気柵の設置等、ボランティアの協力を得ながら、協定活動をすすめてきている。

3. 取組の内容

第5期対策の初年度から、加算措置として「棚田地域振興活動加算」に取り組んでおり、その達成目標は3項目あり、①「棚田等の保全（集落機能強化）」は、農業ボランティアの人数の増加、②「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮（棚田の価値を活かした活動）」は、4集落の棚田で開催している農業体験等のイベント数の増加、③「棚田を核とした棚田地域の振興（生産性の向上）」は、棚田米を使用した酒の開発・製造への取組みとなっており、現在、継続して遂行しているところである。

令和4年度の実績としては、①ボランティアの受入れは、延べ82名、②自然体験イベント3回開催延べ45名参加、③(有)土遊野が棚田米を使った日本酒の製造、販促 となっている。



自然体験イベント（タケノコ採り）



農作業ボランティア作業

集落の将来像

- 地区全体で支え合う里山の保全と農産物の生産・加工・販売、体験農業など多様な活動を展開し、地域及び中山間地農業の維持・活性化を図る。

将来像を実現するための活動目標

- 農作業の連携による農地の適正管理を行い、特産物の生産・加工・販売を一層充実させる。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 37.4ha)
個別対応

水路・農道の管理
・申合せによる草刈・清掃
共同取組活動

鳥獣害防止対策
(電気柵設置)
共同取組活動

多面的機能増進活動

周辺林地の下草刈り
(年 1 回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

棚田地域振興活動加算
(令和2年度～)
共同取組活動

集落外との連携

- 集落協定の広域化により効率的かつ確実な管理・修繕を行う。

4. 今後の課題等

- 農業ボランティアの受入れ体制を確立し集落強化を図るとともに、交流人口の増加による地域の活性化をさらに図っていく必要がある。
- 広域化により、農地や農業施設の管理をより効率的に進めていくことが求められるが、6集落を取りまとめるリーダー役の育成・継承等が、今後の課題となっている。

これまでの主な成果

- 多面的機能の持続的発展に向けた電気柵設置による鳥獣害防止の実施と農業体験の実施
- 協定参加者が連携し水路、農道の適正な管理の実施
- 農業機械・農作業の共同化、作業受委託による耕作放棄防止対策の実施

② 棚田地域を主体とする地域振興活動

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	高岡市 <small>ひがしぼしん</small> 東保新 棚田保全会		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻・大豆主体
協定面積 22.5ha (すべての面積で多面的機能支払を実施)			
田 (22.5ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻・大豆主体	—	—	—
交付金額 385万円	個人配分		0%
	共同取組 活動 100%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	17%
		農地の維持・管理	5%
		役員報酬、研修会費等 その他	1% 77%
協定参加者	農業者 24 人、(農)東保新みのり営農組合	開始：令和3年度	
人・農地プランの作成状況	中田地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた(農)東保新みのり営農組合を、棚田保全会の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

東保新集落は高岡市の南東部、庄川右岸の扇状地帯に位置しており、水稻（主食用・飼料用）・大豆（えんれいのそら）を中心に作付けしている中山間集落である。

本集落の中心経営体である農事組合法人東保新みのり営農組合が主体となって、東保新棚田保全会を組織し、令和3年度より集落協定を結び、中山間地域等直接支払制度を活用している。また、本集落は指定棚田地域に指定されるなど平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図っている。

3. 取組の内容

本集落は、令和3年度の集落協定締結から棚田振興活動加算を活用しており、景観作物のヒマワリやコスモスを作付けし、農地の景観保全に努めている。また、傾斜地に防草シートを敷くことで草刈り作業の省力化にも取り組んでいる。

今後の取組みとして、地域で特産化を目指しているエダマメやスイートコーンの収穫体験の実施を予定している。



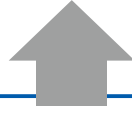
景観作物 ヒマワリ畑



景観作物 コスモス畑

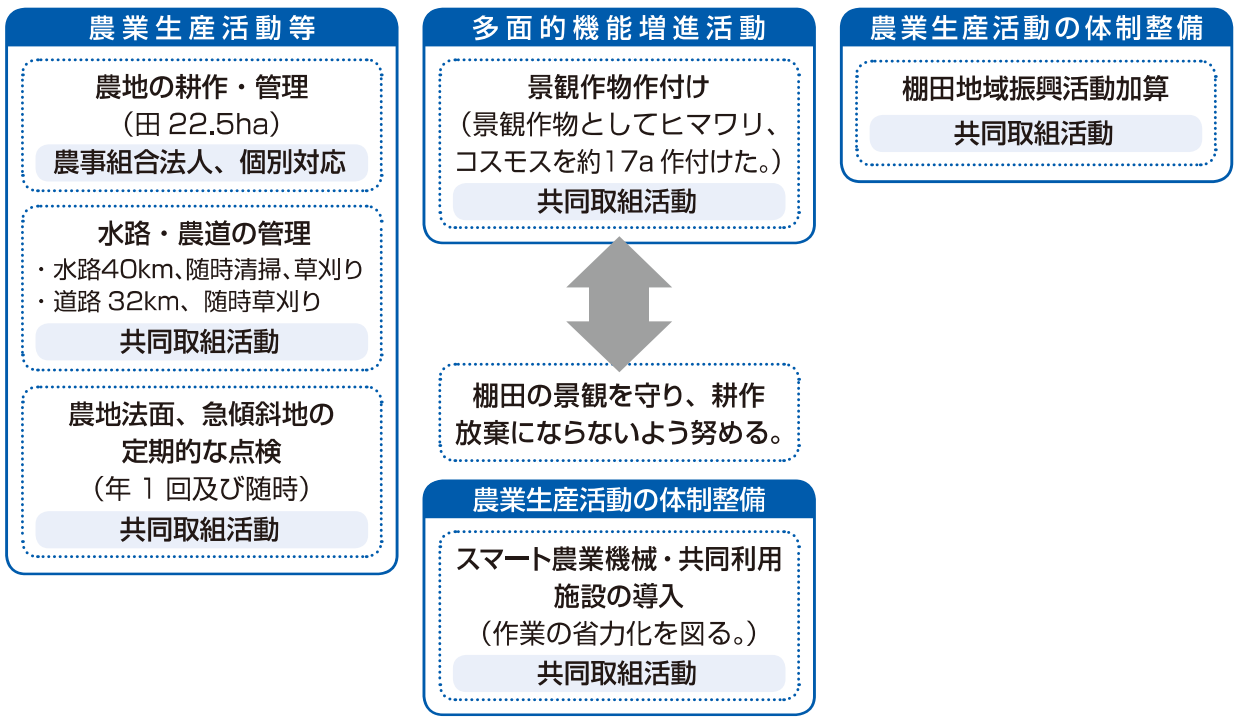
集落の将来像

- 棚田を核とした地域振興を目標に、農事組合法人東保新みのり営農組合が主体となって、景観作物の作付けや収穫体験をととした集落の魅力発信、棚田地域の保全に取り組んでいく。



将来像を実現するための活動目標

- 農事組合法人東保新みのり営農組合を中心に農業生産活動を推進する。
- 協定参加者と定期的に話し合いを行い、集落内での農業生産活動の方針を協議・決定していく。



4. 今後の課題等

令和3年度より協定を締結し、本事業に取り組み始めたが、協定参加者の高齢化・担い手不足が課題となっている。

スマート農業機械・共同利用施設の導入を行うことで作業の省力化、景観作物の作付けや収穫体験をととした若者世代への棚田地域の魅力発信に努めるとともに新たな担い手創出を図る必要がある。

これまでの主な成果

- 急傾斜地の防草シートの設置
- 自動播種機による景観作物の播種(トラクターアタッチメント)
- 高齢かつ少人数での安全な共同取組活動の推進

③農業インターンシップによる大学生への就農体験

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	氷見市 <small>ろんでん</small> 論田 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 32.0ha (34.9ha で多面的機能支払を実施)			
田 (32.0ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻、ハトムギ	—	—	—
交付金額 965 万円	個人配分		40%
	共同取組 活動 60%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	18%
		農地の維持・管理	18%
		役員報酬、研修会費等 その他	13% 11%
協定参加者	農業者 80人、非農業者 31人、論田中山間地域等整備事業推進協議会、論田壮年会、論田茶論		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	論田地域地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

論田集落は、市の西部、石川県境に位置し、人口約300人が暮らしている。

当集落は急傾斜地が多く存在し、農用地も広大である上、人口減少、高齢化に伴う担い手不足が深刻化しており、集落として農用地全体を守っていく必要があると考え、平成12年度より中山間地域等直接支払制度を活用し、水路農道の整備のほか、集落住民が中心となり活動する食品加工グループ「食彩ふるさと」に対して支援を行っている。

令和元年度から都市部の大学との交流が始まっており、今年度には大学生を対象とした農業インターンシップを開催した。

3. 取組の内容

当制度を活用して隣接する熊無集落と協力し、今年度より都市部大学生に向けた農業インターンシップを開始し、食彩ふるさとで製造・販売を行っている草餅の製造、草刈作業、稲刈り等の収穫体験など様々な農業体験を行った。インターンは8月26日から6日間にわたって行われ、集落が一丸となって農業と文化の継承に努めている。

また、集落内の広大な農地を維持管理するための自走式草刈機の導入。冬季湛水や景観作物としてそばやアブラナの作付けなど、集落の景観向上に取り組んでいる。



米作り体験



いちじくの収穫体験

集落の将来像

- 食彩ふるさとによる特産品の製造により、集落内に新たな雇用をもたらすことで活気ある集落を目指す。
- 農業インターンシップを通じた交流人口の増加によって、集落の文化、農業の継承を行う。

将来像を実現するための活動目標

- 特産加工品である餅の材料の玄米等を集落内で生産確保可能とする。
- 農業インターンシップを開催することで交流人口の増加を目指す。

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 32ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路 10km、年 2 回清掃、草刈り
・道路 7km、年 4 回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

冬期の湛水化
(約 0.3ha、年 1 回)
個別対応

景観作物作付け
(景観作物としてそば、アブラナ等を約 0.5ha 作付け)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

機械農作業の共同化
(自走式草刈機の共同利用を 1ha)
共同取組活動

農道や水路の補修工事
食彩ふるさとへの支援
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

棚田地域振興活動加算
(令和 2 年度～)
共同取組活動

集落外との連携

- 周辺集落協定と協力し、農業インターンシップの実施、特産品のPR活動を行う。

4. 今後の課題等

集落の高齢化に伴う担い手の確保や、鳥獣害から農地を守っていくことが困難になると考えられるため、今後どのように耕作放棄地の発生を防止していくかが大きな課題となっている。

集落内の大半を占める急傾斜地の維持管理に掛かる作業負担軽減のため、法面用の草刈機の導入など、省力化機械の導入を検討していきたい。

これまでの主な成果

- 平成 25 年度 富山県知事賞 農村振興優良環境保全優良活動コンクール
- 平成 30 年度 富山県農村文化賞
- 令和 2 年度 地元高校生に向けた鳥獣害対策用電気柵の設置実習を開催

④ 持続可能な農地づくりのための地域連携

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滑川市 <small>こもり</small> 小森 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 1.6ha (うち 1.6ha で多面的機能支払を実施)			
田 (1.6ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 51万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	25%
		農地の維持・管理	15%
		役員報酬、研修会費等	10%
協定参加者	農業者3人、非農業者1人、(株)山光農園		開始：平成13年度
人・農地プランの作成状況	山加積地域地域全域で作成済 (人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた生産組合(協定構成員)を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

本集落は、滑川市の南東部に位置しており、水稻中心の営農が行われている。その立地条件や過疎化・高齢化により農地の維持管理が難しく、担い手不足が懸念されていたことから、平成13年度から中山間地域等直接支払制度を活用して農地の保全に取り組んできた。

令和2年度には指定棚田地域の指定を受け、令和4年度から棚田地域振興活動加算に取り組んでおり、ドローンを活用した薬剤散布や、鳥獣被害対策としての「ハトムギ」の作付け、市主催のホタル観賞会について安全対策を行い参加者を受け入れている。

3. 取組の内容

当集落では棚田地域振興活動加算を活用し、人手不足を補うためにドローンを活用した防除作業の省力化を図り、耕作放棄の発生防止に努めている。有害鳥獣対策としては、鳥獣被害に強い作物である「ハトムギ」を新たに作付けした。また、市が行うホタルの観賞会では、小森地区における参加者の受入れや誘導などの安全管理に協力し、ホタルの飛翔地として知名度を上げている。



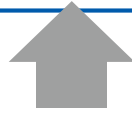
ハトムギ畑と周辺の草刈り



ドローンによる薬剤散布

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築



将来像を実現するための活動目標

- 荒廃農地発生防止のための保全管理
- 有害鳥獣による被害防止

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 1.6ha)
個別対応

水路・農道の管理
・水路0.3km、年1回清掃、
草刈り
・農道、年1回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)
共同取組活動

多面的機能増進活動

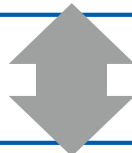
周辺林地の下草刈り
(L=約700m、年1回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

集団的かつ持続可能な体制
の整備
農業の継続が困難な農用地
が発生した場合には、協定
構成員で引き受け、農業生
産活動の維持を図る。

共同取組活動

棚田地域振興活動加算
共同取組活動



集落外との連携

- 周辺集落協定と協力し、防除作業の省力化のためにドローンによる薬剤散布を実施
- 市が行うホテルの観賞会の参加者受け入れ・安全管理

4. 今後の課題等

集落の担い手が高齢化していく中で耕作放棄地を発生させないためにも、ドローンなどを活用した農作業の省力化や、有害鳥獣の被害防止対策を共同で行うことによる持続可能な農地づくりを目指す必要がある。

これまでの主な成果

- ドローンによる薬剤散布 140a
- 有害鳥獣対策「ハトムギ」の作付け 5a
- 学校教育と連携したホテル観賞会 参加者 25人

⑤ 季節の景観作物植栽による棚田の保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	立山町 <small>ろくろうたに</small> 六郎谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 3.9ha			
田 (3.9ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 54万円	個人配分		50%
	共同取組 活動 50%	農道・水路の管理・補修、鳥獣被害防止対策	20%
		農地の維持・管理	10%
		役員報酬、研修会費等 その他	5% 15%
協定参加者	農業者 2人、非農業者 2人		開始：令和 2 年度
人・農地プランの作成状況	東谷地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況)人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた認定農業者を集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手としている		

2. 取組に至る経緯

当集落は、立山町中心部から南東方向に約5kmの山間地域にあり、水稻を中心とした営農が行われているが、農業者の高齢化や後継者不足が今後深刻化することが想定され、農業生産活動等の維持が困難となり荒廃農地化していくことが懸念されていた。

そこで、令和2年度から中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全や農業用施設の維持管理等を集落ぐるみの共同取組活動として努めることとした。

3. 取組の内容

六郎谷集落では本制度を活用して、農地所有者自らでの耕作が難しくなった農地を集落外の耕作者に引き受けてもらい、集落全体では電気柵の設置や水路の管理、草刈りによる維持管理を行っている。

また、自走式草刈り機を導入し、農地の維持管理の省力化に取り組んでいるほか、県道沿いの維持管理田に景観作物として、ひまわりやコスモス、彼岸花などの植栽を行い、景観の向上に努めている（棚田地域振興活動加算活用）。



ひまわりの植栽



彼岸花とコスモスの植栽

集落の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落の実施体制の整備

将来像を実現するための活動目標

- 共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備
- 共同取組活動により農業生産活動等の維持を図る
- 鳥獣害対策の徹底による荒廃農地発生の防止

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 3.9ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・ 水路：清掃、草刈り
- ・ 農道：簡易補修、草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付け
(景観作物としてそばを
約 0.26ha 作付け)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農地法面、水路、農道等の
補修・改良

共同取組活動

棚田地域振興活動加算

共同取組活動

集落外との連携

- 立山町中山間地域連絡協議会を通じ、各集落代表との情報交換を図っている。

4. 今後の課題等

イノシシ等による農作物被害が徐々に増加しており、鳥獣害対策の継続的な取り組みが必要である。

今後、更に加速する高齢化により耕作放棄の懸念が高まることが予想されるため、共同で支えあう体制の維持や、農業生産活動が可能となるよう担い手の確保・育成等を推進する必要がある。

これまでの主な成果

- 景観作物の作付(0.26ha)
- 自走式草刈り機導入(1台)
- 電気柵設置

⑥ 農産加工品販売や集落機能維持活動による集落活動の強化

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	南砺市 <small>ほその</small> 細野		
事例イメージ	法人主体型	事例類型	水稻主体
協定面積 54.2ha (うち 54.2ha で多面的機能支払を実施)			
田 (54.2ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 1,148 万円	個人配分		0.01%
	共同取組 活動 99.99%	農道・水路の管理・補修 (機械等購入費含む)	1%
		農地の維持・管理 役員報酬・多面的機能推進活動・鳥獣対策活動	70% 28%
協定参加者	農業者 46 人、非農業者 14 人 (認定農業者、(農) 細野鉢伏農産及び、(農) 菘谷実践組合が協定農用地の約 9 割を引き受け)		開始：平成 12 年度
人・農地プランの作成状況	菘谷地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況) 人・農地プランで「地域の中心となる経営体」として位置付けられた農事組合法人を、集落協定の営農継続困難な農地が発生した場合の引き受け手 (C要件) としている		

2. 取組に至る経緯

南砺市の北東部に位置する当集落では、高齢化等により農地の維持管理が困難となってきたことから、平成 12 年度より中山間地域等直接支払制度に取り組んできた。

これにより、農業機械や農道舗装、水路の補修などの条件整備を進めてきたが、近年は有害鳥獣による被害が増加し、営農はもとより農地等の維持管理に係る課題が懸念される。

3. 取組の内容

少子高齢化の進展により労働力の低下が懸念されることから、平成 8 年に農事組合法人を設立した。米価の下落、生産調整の増加対策、大麦跡圃場の有効活用と水稻栽培が困難な圃場の荒廃を防ぐため複合経営として野菜栽培に取り組んでいる。また、「ふるさとの味加工組合」を結成し、かぶら寿しやもち加工品等の生産を行い、継続性ある営農体制の確立と農用地の適正な維持管理に努めている。併せて、集落の機能維持を図るため、高齢者支援のフレイル予防や、食改善研修、枝打ちの支援等を行っている。



高齢者住宅への枝打ち支援



食改善研修会

集落の将来像

- 集落内外の農業生産法人による農業生産活動等の体制整備
- 協定参加者それぞれが、作物生産、加工、直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保

将来像を実現するための活動目標

- 集落内の農事組合法人や個人経営者を一本化し、効率の良い生産体制を目指す

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田54.2ha)
共同取組活動

水路・農道の管理
・水路13km、年6回清掃、草刈り
・道路5km、年6回草刈り
共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(年2回及び随時)
鳥獣害対策(電気柵設置)
共同取組活動

多面的機能増進活動

特産品開発
(行者ニンニクの試験栽培 5a)
個別対応

周辺林地の下草刈り
0.2ha(年1回)
共同取組活動

農業生産活動の体制整備

農道舗装1,000m(計画)
水路の補修600m(計画)
共同取組活動

農業の継続が困難な農用地
が発生した場合は、農業生
産法人の組織が引き受け、
農業生産活動の維持を図る
共同取組活動

集落外との連携

- 集落外の方を対象に大カブ収穫体験を行い、都市住民との交流を図っている。

集落内の活性化対策

- 地区内に居住するすべての独身男性が参加する婚活支援事業を実施し、農業後継者不足解消を促進している。
- フレイル予防や食改善研修など集落機能維持のための支援を適宜行っている。

4. 今後の課題等

高齢者世帯の増加により今後の農業維持が懸念されることから、後継者となる若い世代に集落に残ってもらえるような活力・魅力ある集落づくりを目指す。また、加算措置をさらに有効に活用し、高齢者支援や集落行事を積極的に行い、集落のさらなる機能維持及び発展を行う。

これまでの主な成果

- 農事組合法人 細野鉢伏農産
- 富山県農業振興賞 米集団部門 (H10)
- 富山県農業振興賞 複合経営部門 (H23)
- とやま地産地消優良活動表彰 (H26)
- 富山県産業経済部門(農林漁業分野)功労表彰 (H28)

⑦農作業の省力化に向けた取組み

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	富山市 谷 集落協定		
事例イメージ	生産組合等型	事例類型	水稻主体
協定面積 4.1ha			
田 (4.1ha)	畑 (00ha)	草地 (00ha)	採草放牧地 (00ha)
水稻	—	—	—
交付金額 98万円	個人配分		22%
	共同取組 活動 78%	農地の維持・管理	30%
		共同利用施設整備 役員報酬、研修会費等	22%
		農道・水路の管理 その他（積立等）	4% 3% 19%
協定参加者	農業者3人	開始：平成12年度	
人・農地プランの作成状況	山田地域全域で作成済		
	(人・農地プランとの整合状況)		

2. 取組に至る経緯

富山市南部の山田地域に位置する当集落は、高齢化や人口減少等による農業の担い手不足が懸念されていることから、平成12年度より中山間地域等直接支払制度の取組みを開始し、集落ぐるみで多面的機能の増進や鳥獣被害防止のほか、5期対策から新設された「生産性向上加算」に取り組んでおり、農作業の省力化を図っている。

3. 取組の内容

本集落では、水路・農道等の維持管理のほか、鳥獣害対策として、電気柵の設置及び管理を共同で実施している。また、長大な法面の管理（草刈り等）が大きな負担となっていることから、生産性向上加算を活用し、法面に芝生を植え、維持管理に要する負担軽減に取り組んでいる（令和2年度～）。地域に合った芝を見つけるため、センチピートグラス、高麗芝の2種類を試験的に播種し、生育状況を確認したうえで芝種を決定している。



芝の播種作業



芝生育状況

協議会の将来像

- 将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制を構築する。



将来像を実現するための活動目標

- 農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落ぐるみの共同活動により農業生産活動の維持を図る

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田 4.1ha)

個別対応

水路・農道の管理

- ・ 水路2.5km、
年1回以上清掃、草刈り
- ・ 道路4.5km、
年1回以上草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

冬季の湛水化
(約 0.07ha)

個別対応

農業生産活動の体制整備

集落戦略の作成

共同取組活動

生産性向上加算

(令和2年度～)

共同取組活動

4. 今後の課題等

高齢化が進行する中、将来にわたって農業生産活動を継続していくためには、農家や担い手の確保が大事になってくる。農地の管理方法も課題となっており、人口減少により一人当たりの作業量が増加している。今後も引き続き生産性向上加算等を活用した省力化の取り組みを推進していきたい。

これまでの主な成果

- 法面の芝生化 (農地120a分)
- 鳥獣害防止電気柵の設置
- 共同活動による水路・農道の維持管理